

# 第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで 5年間

島 根 県



## 目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
2	特別保護地区の指定	10
(1)	方針	10
(2)	特別保護地区指定計画	11
3	休猟区の指定	14
(1)	方針	14
(2)	休猟区指定計画	14
(3)	特例休猟区指定計画	14
4	鳥獣保護区の整備等	14
(1)	方針	14
(2)	整備計画	15
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	16
1	鳥獣の人工増殖	16
(1)	方針	16
2	放鳥獣	16
(1)	方針	16
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	16
(3)	放獣計画	16
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	16
(1)	希少鳥獣	16
(2)	狩猟鳥獣	16
(3)	外来鳥獣等	16
(4)	指定管理鳥獣	17
(5)	一般鳥獣	17
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17
(1)	許可しない場合の基本的考え方	17
(2)	許可に当たっての条件の考え方	17
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	18
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	18
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	18
2-1	学術研究を目的とする場合	18
(1)	学術研究	19

(2) 標識調査	19
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	20
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	20
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	20
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	21
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	21
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	21
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	28
2-4 その他特別の事由の場合	29
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	29
(2) 愛玩のための飼養の目的	29
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	29
(4) 鵜飼漁業への利用の目的	30
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	30
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	30
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	31
3-1 捕獲許可した者への指導	31
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	31
(2) 従事者の指揮監督	31
(3) 危険の予防	31
(4) 錯誤捕獲の防止	31
3-2 許可権限の市町村長への委譲	32
3-3 鳥類の飼養登録	32
(1) 方針	32
(2) 飼養適正化のための指導内容	32
3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	32
(1) 許可の考え方	32
(2) 許可の条件	33
3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	33
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	33
1 特定猟具使用禁止区域の指定	33
(1) 方針	33
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	34
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	35
2 特定猟具使用制限区域の指定	39
(1) 方針	39
(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画	39
(3) 銃器にかかる特定猟具制限区域指定内訳	39
3 猟区の設定のための指導	39

4	指定猟法禁止区域	39
(1)	方針	39
(2)	指定計画	39
第六	特定計画の作成に関する事項	40
1	特定計画の作成に関する方針	40
(1)	第一種特定鳥獣保護計画	40
(2)	第二種特定鳥獣管理計画	40
2	実施計画の作成に関する方針	41
3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	41
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	41
1	方針	41
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	41
(1)	方針	41
(2)	鳥獣生息分布調査	42
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	42
(4)	狩猟鳥獣生息調査	42
3	鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	43
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	43
(2)	捕獲等情報収集調査	43
(3)	制度運用の概況情報	43
4	新たな技術の研究開発・普及	43
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及	43
(2)	被害防除対策に係る技術開発・普及	43
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	44
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	44
1	鳥獣行政担当職員	44
(1)	方針	44
(2)	設置計画	45
(3)	研修計画	46
2	鳥獣保護管理員	46
(1)	方針	46
(2)	設置計画	47
(3)	年間活動計画	47
(4)	研修計画	47
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	47
(1)	方針	47
(2)	研修計画	48
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	48
(4)	民間の保護及び管理の担い手の育成・確保	48

4	鳥獣保護管理センター等の設置	48
(1)	方針	48
(2)	鳥獣保護管理センター等の施設整備計画	48
5	取締り	48
(1)	方針	48
(2)	年間計画	49
6	必要な財源の確保	49
第九	その他	49
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	49
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	50
3	狩猟の適正化	50
4	傷病鳥獣救護への対応	50
(1)	方針	50
(2)	体制	50
(3)	傷病鳥獣の個体の処置	51
(4)	感染症対策・普及啓発	51
(5)	放野	51
5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	51
6	感染症への対応	53
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	53
(2)	豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）	53
(3)	その他感染症	53
7	普及啓発	55
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	55
(2)	安易な餌付けの防止	56
(3)	猟犬の適切な管理	56
(4)	野鳥の森等の整備	56
(5)	愛鳥モデル校の指定	56
(6)	法令の普及徹底	57
8	狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定	57
(1)	方針	57
(2)	狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画	58

## 第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

第1次から第12次までの鳥獣保護管理事業計画においては、県土の約78パーセントを占める森林に対して森林鳥獣生息地の保護区の指定を始めとして、カモ科鳥類の集団渡来地である宍道湖等の湖沼を対象とした集団渡来地の保護区、オオミズナギドリの繁殖地を対象とした集団繁殖地の保護区、カラスバト等の希少鳥獣の保護繁殖を目的とした希少鳥獣生息地の保護区、都市近郊において鳥獣に接する場として既設の森林公園や、野鳥保護を目的として休養施設、小中学校等の周辺森林等を対象とした身近な鳥獣生息地の保護区等を指定し、県土の約6.0パーセントが鳥獣保護区となっている。

本県は豊かな自然環境の中、従来野生鳥獣の生息環境にも恵まれ、人との共存と生物多様性が維持されてきた。

しかしながら、近年中山間地域を中心として過疎化や高齢化が進行し、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等が進み、野生鳥獣の中にはイノシシのように著しく増加し、農林作物等に甚大な被害を及ぼすものが出てきており、野生鳥獣の保護繁殖を目的とする保護区の指定についての住民理解が得られにくくなってきている。

このような状況を踏まえ、第13次鳥獣保護管理事業計画においては、特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、更新を図ることを基本とする。新設の保護区については10年を基本とし、住民理解の醸成が必要な場合は5年とする。更新期間については10年を基本とする。

##### ② 指定区分ごとの方針

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図ることと、地域における生物多様性の確保に資することを目的に指定するが、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の配置状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既指定の保護区の更新を図る。

#### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資することを目的に指定する。

#### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、カモ科鳥類の集団渡来地である宍道湖等湖沼及び河川を対象として保護区の指定及び更新を図る。

#### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類の保護を図るため、鳥しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。本計画期間内では、オオミズナギドリの繁殖地である大森について、既指定の保護区の更新を図る。

#### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針Ⅰ第二の1(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。本計画期間

内では、国指定天然記念物で、環境省レッドデータブック 2020 で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック 2020 動物編で絶滅危惧 I 類に選定されているカラスバトの生息地である焼火山について、既指定の保護区の更新を図る。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定することとし、本計画ではイノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害等の少ない地域で、自然と触れ合い鳥類の観察や保護活動を通じた環境教育の場となる地域を身近な鳥獣生息地の保護区として更新を図る。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は次により記入する

箇所 = 林野面積  ha × 1/10,000 =  箇所

面積 = 箇所に対応した面積。(単位: ha 以下の表についても同様。) 49\*300=14,700ha

本計画期間に区域拡大、縮小する鳥獣保護区の面積欄には、増減分の面積を記入する



(第1表)

区 分	鳥獣保護 区指定の 目標	既指定鳥獣 保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	49	34	箇所												
	面積	14,700ha	16,946.33	変動面積							ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
集団渡来地	箇所		7	箇所												
	面積		3,283	変動面積							ha					
集団繁殖地	箇所		3	箇所												
	面積		77	変動面積							ha					
希少鳥獣生息地	箇所		3	箇所												
	面積		903.2	変動面積							ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		33	箇所												
	面積		8,290.2	変動面積							ha					
計	箇所		80	箇所												
	面積		29,499.73	変動面積							ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
													34
ha						ha							16,946.33
ha						ha							
													7
ha						ha							3,283
													3
ha						ha							77
													3
ha						ha							903.2
ha						ha							
													33
ha	△125				△125	ha						△125	8,165.2
													80
ha						ha							29,374.73

\* 箇所数については B-E  
面積については B+C-D-E

\*\*箇所数については A+B-E  
面積については A+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- 2) 大規模生息地の保護区  
指定計画なし
- 3) 集団渡来地の保護区  
指定計画なし
- 4) 集団繁殖地の保護区  
指定計画なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- 6) 生息地回廊の保護区  
指定計画なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和 4年度	森林鳥獣 生息地	来待 鳥獣保護区	期間更新	275 ha	- ha	275 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		松江市
		観音滝 鳥獣保護区	期間更新	114 ha	- ha	114 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		江津市 邑智郡邑南町
		コウヤマキ自 生林 鳥獣保護区	期間更新	48 ha	- ha	48 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		鹿足郡 吉賀町
	集団渡来地	宍道湖 鳥獣保護区	期間更新	939 ha	- ha	939 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		松江市、 出雲市
		斐伊川 鳥獣保護区	期間更新	579 ha	- ha	579 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		出雲市
	集団繁殖値	高島 鳥獣保護区	期間更新	30 ha	- ha	30 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		益田市
	希少鳥獣 生息地	焼火山 鳥獣保護区	期間更新	389 ha	- ha	389 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		隠岐郡 西ノ島町
	身近な 鳥獣生息地	楽山 鳥獣保護区	期間更新	40 ha	- ha	40 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		松江市
		かんべの里 鳥獣保護区	期間更新	39 ha	- ha	39 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		松江市
健康の森 鳥獣保護区		期間更新	34 ha	- ha	34 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		雲南市	
愛宕山 鳥獣保護区		期間更新	211 ha	- ha	211 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		出雲市	
一の谷 鳥獣保護区		期間更新	230 ha	- ha	230 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		出雲市	
瑞穂青少年旅行村 鳥獣保護区		期間更新	202 ha	- ha	202 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
亀の原池 鳥獣保護区		期間更新	6.2 ha	- ha	6.2 ha	4年11月1日から 14年10月31日まで		隠岐郡 隠岐の島町	
計		14箇所		3,136.2 ha	- ha	3,136.2 ha			

令和 5年度	森林鳥獣 生息地	多古鼻 鳥獣保護区	期間更新	285 ha	- ha	285 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		松江市	
		鬼の舌震 鳥獣保護区	期間更新	190 ha	- ha	190 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町	
		湯抱 鳥獣保護区	期間更新	730 ha	- ha	730 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		邑智郡 美郷町	
		国府 鳥獣保護区	期間更新	431 ha	- ha	431 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		浜田市	
		安蔵寺山 鳥獣保護区	期間更新	785 ha	- ha	785 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		益田市、 鹿足郡 吉賀町、 津和野町	
	集団渡来地	古江 鳥獣保護区	期間更新	629 ha	- ha	629 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		松江市	
	計	身近な 鳥獣生息地	万寿寺 鳥獣保護区	期間更新	100 ha	- ha	100 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		松江市
			玉造 鳥獣保護区	期間更新	392 ha	- ha	392 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		松江市
		ふるさと森林 公園 鳥獣保護区	期間更新	57 ha	- ha	57 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		松江市	
		市木 鳥獣保護区	区域縮小	715 ha	-125 ha	590 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
		二ツ山 鳥獣保護区	期間更新	250 ha	- ha	250 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
		いこいの村 しまね 鳥獣保護区	期間更新	250 ha	- ha	250 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		邑智郡 邑南町	
		家古屋山 鳥獣保護区	期間更新	95 ha	- ha	95 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		浜田市	
		海士 鳥獣保護区	期間更新	177 ha	- ha	177 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで		隠岐郡 海士町	
		14箇所		5,086 ha	-125 ha	4,961 ha	5年11月1日から 15年10月31日まで			
令和 6年度	森林鳥獣 生息地	船通山 鳥獣保護区	期間更新	3,000 ha	- ha	3,000 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町	

計		来島ダム 鳥獣保護区	期間更新	310 ha	- ha	310 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		飯石郡 飯南町
		浜原ダム 鳥獣保護区	期間更新	310 ha	- ha	310 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		邑智郡 美郷町
		片匂 鳥獣保護区	期間更新	323 ha	- ha	323 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		松江市
		布部ダム 鳥獣保護区	期間更新	196 ha	- ha	196 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		安来市
		三ツ石山 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		浜田市
		嵯峨谷 鳥獣保護区	期間更新	1,207 ha	- ha	1,207 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		益田市
	集団渡来地	神戸川 鳥獣保護区	期間更新	375 ha	- ha	375 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		出雲市
	集団繁殖地	大森 鳥獣保護区	期間更新	29 ha	- ha	29 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		隠岐郡 隠岐の島町
	身近な 鳥獣生息地	蟠竜湖 鳥獣保護区	期間更新	155 ha	- ha	155 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		益田市
		西忌部 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		松江市
		三隅海岸 鳥獣保護区	期間更新	37 ha	- ha	37 ha	6年11月1日から 16年10月31日まで		浜田市
		12箇所			6,202 ha	- ha	6,202 ha		

令和 7年度	森林鳥獣 生息地	嵩山 鳥獣保護区	期間更新	281 ha	- ha	281 ha	7年11月1日から 17年10月31日まで		松江市
		馬木 鳥獣保護区	期間更新	500 ha	- ha	500 ha	7年11月1日から 17年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
		阿井 鳥獣保護区	期間更新	400 ha	- ha	400 ha	7年11月1日から 17年10月31日まで		仁多郡 奥出雲町
	身近な 鳥獣生息地	月山 鳥獣保護区	期間更新	100 ha	- ha	100 ha	7年11月1日から 17年10月31日まで		安来市
		漆原 鳥獣保護区	期間更新	130 ha	- ha	130 ha	7年11月1日から 17年10月31日まで		出雲市
計		5箇所		1,411 ha	- ha	1,411 ha			

令和 8年度	森林鳥獣 生息地	大池 鳥獣保護区	期間更新	378 ha	- ha	378 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		出雲市
		千丈溪 鳥獣保護区	期間更新	364 ha	- ha	364 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		江津市、 邑智郡 邑南町
		匹見峽 鳥獣保護区	期間更新	733 ha	- ha	733 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		益田市
	身近な 鳥獣生息地	大社 鳥獣保護区	期間更新	322 ha	- ha	322 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		出雲市
		断魚溪 鳥獣保護区	期間更新	20 ha	- ha	20 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		邑智郡 邑南町
		三階山 鳥獣保護区	期間更新	85 ha	- ha	85 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		浜田市
		隠岐国分寺 鳥獣保護区	期間更新	27 ha	- ha	27 ha	8年11月1日から 18年10月31日まで		隠岐郡 隠岐の島町
		7箇所			1,929 ha	- ha	1,929 ha		
	合計			17,764.2 ha	-125 ha	17,639.2 ha			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

第1次から第12次までの鳥獣保護管理事業計画により、現在12箇所の特別保護地区を指定している。その内訳は森林鳥獣生息地の保護区における指定が3箇所となっており目標を下回っているものの、集団繁殖地の保護区においては、繁殖地が天然記念物であるオオミズナギドリを対象鳥獣として2箇所、希少鳥獣生息地の保護区においては国指定天然記念物であり、環境省レッドデータブック2020で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック2020動物編で絶滅危惧I類に選定されているカラスバトを対象鳥獣として2箇所、身近な鳥獣生息地の保護区においては5箇所の指定を行っている。

本県は豊かな自然環境の中、従来野生鳥獣の生息環境にも恵まれ、人との共存と生物多様性が維持されてきた。しかしながら、近年中山間地域を中心として過疎化や高齢化が進行し、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等が依然として進み、野生鳥獣の中にはイノシシのように著しく増加し、農林作物等に甚大な被害を及ぼすものが出てきており、野生鳥獣の保護繁殖とその自然環境の保全を目的とする特別保護地区の指定についての住民理解が得られにくくなってきている。

第13次鳥獣保護管理事業計画においては、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、その再指定を図ることを基本とする。

また、国指定天然記念物であるオオミズナギドリ繁殖地や、国指定天然記念物であり、環境省レッドデータブック2020で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック2020動物編で絶滅危惧I類に選定されているカラスバトを対象鳥獣とした保護区については、継続して保護を図る必要がある。

なお、特別保護地区の指定に当たって、指定の期間は10年を基本とし、鳥獣保護区の指定期間に一致させる。

また、指定の対象となる鳥獣保護区の指定期間の途中から指定する場合には、指定の終期をその鳥獣保護区の指定期間の終期に合わせる。

特別保護指定地区の指定について、本計画期間での計画はない。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の指定状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

また、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

本計画では、オオミズナギドリの繁殖地である大森について、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。本計画では国指定天然記念物で、環境省



レッドデータブック 2020 で準絶滅危惧、改訂しまねレッドデータブック 2014 動物編で絶滅危惧 I 類に選定されているカラスバトの生息地である焼火山について、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定し、イノシシ等の有害鳥獣による農林作物被害の発生状況、保護区の指定状況等を考慮しつつ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上、既指定の特別保護地区の再指定を図る。

(2) 特別保護地区指定計画

・「特別保護地区指定の目標」欄は、次により記入する

箇所……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの＝本計画終了時の森林鳥獣生息地の保護区数×1/2 以上  $34/2=17$

面積……森林鳥獣生息地の保護区に指定するもの＝指定するそれぞれの保護区の面積×1/10 以上

・特別保護地区内に特別保護指定区域を指定する場合は、( ) 書きで表示する

・本計画期間に区域拡大、縮小する特別保護地区の面積欄には、増減分の面積を記入する

(第3表)

区 分	特別保護 地区指定 の目標	既指定別特 保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	17	3	箇所					2	2						
	面積	ha	149	変動面積					134	134	ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
集団渡来地	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
集団繁殖地	箇所		2	箇所			1			1						
	面積		47	変動面積			29			29	ha					
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所	1					1						
	面積		90	変動面積	4					4	ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積							ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		5	箇所			1	1	1	3						
	面積		202	変動面積			5	16	20	41	ha					
計	箇所		12	箇所	1	1	1	1	3	7						
	面積		488	変動面積	4	5	29	16	154	208	ha					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別 保護地区 (再指定も含む)						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特別保護地区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
										2	2		3
ha										134	134		149
ha													
ha													
ha								1			1		2
ha								29			29		47
ha						1					1		2
ha						4					4		90
ha													
ha								1	1	1	3		5
ha								5	16	20	41		202
						1	1	1	1	3	7		12
ha						4	5	29	16	154	208		488

\* 箇所数については B-E  
面積については B+C-D-E

\*\*箇所数については A+B-E  
面積については A+B+C-D-E

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和 4年度 計	希少鳥獣生息地	焼火山鳥獣保護区	389 ha	4年11月1日より 14年10月31日まで	4 ha	4年11月1日より 14年10月31日まで	－ ha		再指定 西ノ島町
		1箇所	389 ha		4 ha		－ ha		
令和 5年度 計	身近な鳥獣生息地	万寿寺鳥獣保護区	100 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで	5 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで	－ ha		再指定 松江市
		1箇所	100 ha		5 ha		－ ha		
令和 6年度 計	集団繁殖地	大森鳥獣保護区	29 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで	29 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで	－ ha		再指定 隠岐の島町
		1箇所	29 ha		29 ha		－ ha		
令和 7年度 計	身近な鳥獣生息地	月山鳥獣保護区	100 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで	16 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで	－ ha		再指定 安来市
		1箇所	100 ha		16 ha		－ ha		
令和 8年度   計	森林鳥獣生息地	千丈溪鳥獣保護区	364 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	61 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	－ ha		再指定 江津市 邑南町
	森林鳥獣生息地	匹見峡鳥獣保護区	733 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	73 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	－ ha		再指定 益田市
	身近な鳥獣生息地	断魚溪鳥獣保護区	20 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	20 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	－ ha		再指定 邑南町
		3箇所	1,117 ha		154 ha		－ ha		
合計		7箇所	1,735 ha		208 ha		－ ha		

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保し、1箇所当たり1,500haを確保できるように努めるとともに、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、分布に偏りが無いよう配慮する。

#### (2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
令和5年度	隠岐郡隠岐の島町 西村、伊後、湊、中村	西村地区休猟区 1 箇 所	781 ha	3 年	
令和8年度	隠岐郡隠岐の島町 元屋、中村、飯美、布施	元屋地区休猟区 1 箇 所	2,148 ha	3 年	
合 計		2 箇 所	2,929 ha		

#### (3) 特例休猟区指定計画

該当なし

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

##### ①管理施設、利用施設の整備について

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう案内板、制札の設置を行うとともに、野鳥保護とその思想の普及啓発を図るため巣箱や給餌台等について、身近な鳥獣生息地の保護区等で整備するよう努める。案内板、制札については、鳥獣保護区新規指定箇所及び既指定箇所の更新必要箇所に順次設置する。巣箱や給餌台の整備は、身近な鳥獣生息地の保護区等において愛鳥モデル校等の活動に合わせて整備を図る。

鳥獣保護区の巡視等は、鳥獣保護管理員の協力を得て所管の支庁・農林水産振興センター・地域事務所が実施する。

##### ②保全事業の実施について

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認め

る場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第6表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	案内板：整備済 制札：整備済	老朽化したものから順次更新				
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—

② 利用施設の整備

(第7表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路、観察舎等の整備	—	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	—	巣箱、給餌台の設置に努める				

③ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	80	80	80	80	80
	人 数	45	45	45	45	45
管理のための調査の実施		—	—	—	—	—

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

第 11 次鳥獣保護管理事業計画まで、キジ、ヤマドリ的人工増殖及びその放鳥を進めてきたが、当面の間休止する。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

第 11 次鳥獣保護管理事業計画においては、キジ及びヤマドリを休猟区及びキジ・ヤマドリ捕獲禁止区域を中心に、生息適地を選定して放鳥してきたが、当面の間休止する。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

放鳥計画及び入手計画なし

##### (3) 放獣計画

放獣については、行わない。

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

##### (1) 希少鳥獣

対象とする鳥獣はクマタカ、オジロワシ、ハヤブサなど環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣とする。都道府県希少鳥獣は、ツキノワグマなどしまねレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類の鳥獣とし、レッドリスト及びしまねレッドデータブックの見直しに併せて対象種を見直す。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

保護及び管理に当たっては、必要に応じて、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努める。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種に指定し、同法に基づく取組を実施する。

##### (2) 狩猟鳥獣

対象とする鳥獣はイノシシ、ニホンジカなど環境省令で定める鳥獣とする。

保護及び管理に当たっては、しまねレッドデータブック等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

##### (3) 外来鳥獣等

対象とする鳥獣はヌートリア、アライグマなど我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に

導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

管理に当たっては、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を推進する。

#### （4）指定管理鳥獣

対象とする鳥獣は全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定める鳥獣とする。

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との整合を図る。

#### （5）一般鳥獣

対象とする鳥獣は希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

保護及び管理に当たっては、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。著しい被害を及ぼしている鳥獣については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。また、絶滅のおそれのある個体群や、しまねレッドデータブックに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していくとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### （1）許可しない場合の基本的考え方

① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④ 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

### （2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。



特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。  
また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径（足くくりわなについては、地面に穴を掘る場合は穴の直径）が 12 cm 以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径（足くくりわなについては、地面に穴を掘る場合は穴の直径）が 15 cm 以内であり、締付け防止金具を装着したもの、ワイヤーの直径が 4 mm 以上であるもの、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 cm を超えないもの、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合



次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。  
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。  
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

#### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### ① 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### ② 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)

##### ③ 期間

1年以内。

##### ④ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

##### ⑤ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。  
ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

##### ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。  
また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報の公開を申請者に求めるよう努めること。

#### (2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 1,000 羽以内、その他の者にあつては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1 年以内。

④ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な種類又は数（羽、頭、個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、

鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③期間

1年以内。

④区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③期間

1年以内。

④区域

必要と認められる区域。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

## 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

①被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

野生鳥獣による被害は中山間地域における農林作物への被害だけでなく、市街地周辺の農耕地にも及んでおり、野生鳥獣による人身被害の発生やその不安による精神的被害など社会生活への影響が懸念されている。農林作物の被害状況は近年減少傾向にあるものの依然高水準にあり、特にイノシシによる被害が半分以上を占めている状況である。このため、特に中山間地域においては主要な産業である農林業生産に深刻な打撃を被り、離農や過疎化に拍車をかける状況となっている。さらに、野生鳥獣の採餌による植生の衰退等自然生態系のかく乱といった被害も生じてきている。

このような状況を受けて、これらの被害等が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）であって、原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な捕獲許可をする。被害の防止の目的での捕獲の実施に当たっては、県及び各市町村の鳥獣被害対策協議会が連携して総合的に被害対策を検討しながら、効果的な防除方法又は捕獲体制の確立をめざす。

一方、人が排出する生ゴミ等への依存が鳥獣による被害等の誘因になっていることから、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為

の防止についても必要な指導を行うとともに、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等を総合的に推進する。  
なお、イノシシ等の特に生息密度が高く、深刻な被害状況等影響が著しい野生鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、科学的で計画的な管理を継続的に実施する。





## 2) 被害発生予察地図

予察捕獲を行う場合は、あらかじめ加害鳥獣の種類ごとに被害発生予察地図(縮尺20万分の1程度)を作成し、市町村において管理するものとする。

## 3) 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

予察捕獲を実施するに当たっては、被害が予察される鳥獣の種類別、月別及び市町村別による被害発生予察表を作成する。

予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。

予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

許可に当たっては鳥獣捕獲許可証の捕獲目的欄に予察捕獲を明記すること等により、対処捕獲と明確に区分して許可事務を行う。

## ③鳥獣の適正管理の実施

### 1) 方針

鳥獣の生息状況、生息環境等について継続的な調査を実施し、その結果を基に適切な被害の防除及び個体群の管理を図る。

特に、イノシシ、ニホンジカについては農林作物等の被害が依然甚大な状況にあることから、第二種特定鳥獣管理計画に基づき必要な個体群管理を実施し管理を図る。

ツキノワグマについては、人身被害等の発生が懸念されることから、第二種特定鳥獣管理計画に基づき必要な対策を実施し人身被害の防止、農林作物等の被害軽減と地域個体群の安定的な存続の両立を図る。

### 2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

防除方法については、関係市町村等の協力を得ながら、中山間地域研究センター等で資料の収集、被害防止試験、調査・解析等を行い、効果的な技術の確立を図る。

個体群管理については、農林作物等の被害状況及び鳥獣の生息状況等の調査結果を基に、鳥獣被害対策協議会等において実施体制等も含め検討して実施する。

なお、出雲北山山地のニホンジカについてはシカ被害対策協議会において、西中国山地に生息するツキノワグマについては広島県、山口県及び本県からなる西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会等において、関係市町の意見を踏まえながら、適正管理を図る。

(第 10 表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス類 その他の鳥獣	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	鳥獣被害対策協議会等の開催 協議内容) 年間捕獲計画、捕獲体制の整備、総合的被害防止対策の検討、その他 構 成 員) 県、市町村、猟友会、鳥獣保護管理員、農業協同組合、森林組合、 捕獲班、その他	

## ④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

## 1) 方針

被害の防止の目的での捕獲のための捕獲許可基準は、次項に定めるとおりとし、原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

被害等が生じることは稀であるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は、被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

## 2) 許可基準

## ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の a から e のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

## a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

## b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

## c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合



- d 法人に対する許可であって、以下のア) からエ) の条件を全て満たす場合
  - ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
  - イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
  - ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
  - エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- e 森林管理署長が、昭和 38 年 12 月 4 日付 38 林野造第 2047 号林野庁通達により、農林水産業や生態系への被害防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、許可権者と協議を行い安全管理に十分留意したうえで捕獲等を行う場合
- イ 鳥獣の種類・数
  - 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
  - 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巢を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
  - 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。
- ウ 期間
  - 原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。
  - ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
  - なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。
- エ 区域
  - 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。
  - 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。
- オ 方法
  - 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。
  - また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。
- カ その他
  - a 第二種特定鳥獣管理計画との関係
    - 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。
  - b 狩猟期間中及びその前後における取扱い
    - 被害防止の目的の重要性にかんがみ、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

⑤被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲に当たっては、駆除の迅速かつ効果的な実施と危険の防止に万全を期し、市町村単位で地域の実態に即した捕獲班を編制するとともに、必要に応じて関係市町村が一体となった広域捕獲班を編成する。

また、鳥獣による農林作物等への被害が甚大な市町村にあっては有害鳥獣被害対策協議会を設置し、県及び各ブロックの有害鳥獣被害対策推進協議会と連携して総合的に被害対策を検討しながら、効果的な防除と的確かつ効率的な捕獲を実施する。

被害の防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村の被害防止計画と整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備をするよう指導する。

## 2) 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲班（被害の防止の目的での捕獲を目的として編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導する。

市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲班は、班員の減少、高齢化が進んでいる。捕獲班員の選定については、技術の優れた者を捕獲班員に選定をする、市町村の境界を越えた広域の捕獲班を編制する、農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲班を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、ツキノワグマやイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要がある。

(第11表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ	隠岐地域を除く 15 市町	
カラス類、その他の鳥獣	県内全域	

## 3) 指導事項の概要

ア 捕獲班員は当該猟具の使用にかかる狩猟免許を所持し、技術的に優れた者であること。

イ 捕獲の実施にあたっては、事前に関係する地域住民等へその内容等を周知すること。

ウ 捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の対策を講じること。

エ その他必要な事項は、県及び市町村の定める有害鳥獣捕獲等実施要領に基づくものとする。

## (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

### ① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許及びわな猟免許を所持する者であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許

を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

②鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な種類又は数（羽、頭、個）であること。

③期間

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- 3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

④区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤方法

被害の防止の目的での捕獲に係る方法に準ずる。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

①許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

②鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）

③期間

6ヶ月以内

④区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

①許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

②鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

③期間

6ヶ月以内

④区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

網、わな又は手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

①許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

②鳥獣の種類・数

ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、個)。

③期間

6ヶ月以内

④区域

規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

①許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

②鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③期間

30日以内

④区域

規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

### 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 3-1 捕獲許可した者への指導

##### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

##### (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

##### (3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

##### (4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状や餌による誘引方法などの工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、市町及び県猟友会等と連携し、放獣体制等の整備及び放獣場所の確保を行う。なお、やむを得ず捕獲する場合は各指針に従い、手続を行うもの



とする。

### 3-2 許可権限の市町村長への委譲

第二種特定鳥獣管理計画を3県で定めているツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、適切に市町村に委譲するように進める。

また、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

### 3-3 鳥類の飼養登録

#### (1) 方針

飼養許可事務については平成9年4月1日から市町村長へ権限を委譲して適正な管理が行われるように努めているところであるが、鳥獣は本来自然のままの状態で保護することが望ましいため、愛玩目的による新たな捕獲は認めないこととするが、飼養は、継続して飼養する場合であって、肢体不自由者や高齢者等自ら野外観察が困難であり、特に飼養がやむを得ないと判断された場合以外認めないよう行政指導する。

なお、鳥獣の飼養については、愛玩飼養者及びペット業者等を対象に巡回指導を行い、適正化に努めるとともに鳥類の違法な飼養が行われないよう、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ①登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。
- ②平成元（1989）年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ③装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等不正な飼養が行われないようにする。

さらに、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

#### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ①パンフレットの配布や広報媒体等により、飼養適正化の啓発を行う。
- ②鳥類の繁殖期を中心に、警察と連携を図り担当職員及び鳥獣保護管理員による巡回指導を強化する。
- ③飼養個体の管理のため、識別標識（足環）の装着を徹底する。

### 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ①販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

②捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画終了時で73箇所の特定制具使用禁止区域（銃）を指定し、銃猟による危険防止に努めてきた。

第13次鳥獣保護管理事業計画においては、近年における市街地の区域拡大や野外レクリエーションの活発化に対応し、多数の住民が散策等に利用している区域等銃猟による危険箇所について重点的に銃猟に伴う使用禁止区域を指定する。

指定期間は10年間とする。

なお、計画期間中新たに銃猟による危険箇所が生じた場合は、その都度銃猟に伴う使用禁止区域を指定する。

また、わな猟に伴う危険を予防するための地区としては、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、必要に応じて区域指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第12表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大す る特定猟具使用禁止区域					
				4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(B)	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(C)
銃猟に伴う危険 を予防する ための区域	箇所	73	箇所	7	9	6	5	9	36	-	-	-	-	-	-
	面積	32,600.4ha	変動 面積	1,462.1 ha	1,475 ha	1,178 ha	1,818 ha	10,284.4 ha	16,217.5 ha	-	-	-	-	-	-
わな猟に伴う危険 を予防するた めの区域	箇所	-	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	- ha	変動 面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		本計画期間に区域減少す る特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (減:△)*	計画終了時 の特定猟具 禁止区域**
		4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(D)	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計(E)		
銃猟に伴う危険 を予防する ための区域	箇所	-	-	-	-	-	-	7	9	6	5	9	36		73
	面積	-	-	-	-	-	-	1,462.1 ha	1,475 ha	1,178 ha	1,818 ha	10,284.4 ha	16,217.5 ha	ha	32,600.4 ha
わな猟に伴う 危険を予防す るための区域	箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 箇所数 (B)-(E)、面積 (B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数 (A)+(B)-(E)、面積 (A)+(B)+(C)-(D)-(E)



## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	安来市	上ノ台特定猟具使用禁止区域(銃猟)	525 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	雲南市	木次特定猟具使用禁止区域(銃猟)	406 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	雲南市	飯田特定猟具使用禁止区域(銃猟)	38 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	出雲市	差海川特定猟具使用禁止区域(銃猟)	12.1 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	邑智郡川本町	川本特定猟具使用禁止区域(銃猟)	278 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	浜田市、益田市	みやび湖特定猟具使用禁止区域(銃猟)	134 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	鹿足郡吉賀町	大野原特定猟具使用禁止区域(銃猟)	69 ha	4年11月1日より14年10月31日まで(10年間)	再指定					
	計	7箇所		1,462.1 ha						
令和5年度	松江市	古江特定猟具使用禁止区域(銃猟)	78 ha	5年11月1日より15年10月31日まで(10年間)	再指定					

	松江市	八雲特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	195 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	安来市	井尻特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	65 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市、 雲南市	斐伊川第2特定 猟具使用禁止区域 (銃猟)	154 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	宇賀池特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	7 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	大長見ダム特定 猟具使用禁止区域 (銃猟)	113 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	江津市	桜江特定猟具使用 禁止区域 (銃猟)	180 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	鹿足郡 津和野町	枕瀬山特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	58 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)						
	隠岐郡 隠岐の島町	岬特定猟具使用 禁止区域 (銃猟)	625 ha	5年11月1日より 15年10月31日まで (10年間)	再指定					
	計	9箇所	1,475 ha							
令和6 年度	安来市	安来干拓特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	204 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					
	松江市	揖屋干拓特定猟具 使用禁止区域 (銃猟)	323 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					

計	出雲市	久村特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	42 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					
	大田市	東池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	8 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	三ツ石山特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	416 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	石見特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	185 ha	6年11月1日より 16年10月31日まで (10年間)	再指定					
	6箇所		1,178 ha							
	令和7 年度	雲南市	下佐世特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	124 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで (10年間)	再指定				
	出雲市	乙木池特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	48 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	三隅特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	1,481 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	阿須那特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	60 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで (10年間)	再指定					
	邑智郡 邑南町	口羽特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	105 ha	7年11月1日より 17年10月31日まで (10年間)	再指定					

計	5箇所		1,818 ha							
令和8年度	安来市	赤江特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	11 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	松江市	名分特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	12 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	加茂特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	38 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	雲南市	三刀屋特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	81 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	出雲市	出雲平野特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	9,739 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで	再指定					
	大田市	三瓶ダム特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	50 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	久佐特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	210 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	桜湖・いわみおろち湖特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	76.4 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
	浜田市	七条特定猟具使用禁止区域 (銃猟)	67 ha	8年11月1日より 18年10月31日まで (10年間)	再指定					
計	9箇所		10,284.4 ha							
合計			16,217.5 ha							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画

既存の区域及び指定計画なし

(3) 銃器にかかる特定猟具制限区域指定内訳

既存の区域及び指定計画なし

3 猟区の設定のための指導

既存の区域及び設定計画はなし

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、狩猟鳥獣に限らず、地域の鳥獣全般の保護の見地からその必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域については、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 指定計画

①全体計画

(第14表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
令和4年度	鉛製散弾の使用禁止	1	50ha	

②個別計画

(第15表)

年度	指定猟法の種類	区域名称数	面積	存続期間
令和4年度	鉛製散弾の使用禁止	秋鹿指定猟法使用禁止区域	50ha	令和2年11月1日～ 令和12年10月31日

## 第六 特定計画の作成に関する事項

### 1 特定計画の作成に関する方針

計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

#### (1) 第一種特定鳥獣保護計画

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣を対象とする。

#### (2) 第二種特定鳥獣管理計画

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣を対象とする。

計画を樹立し実行する対象鳥獣はイノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマとする。

ニホンジカについては、ニホンジカ捕獲禁止区域を指定している区域とその他区域に分け、管理対策を実施する。ツキノワグマについては、同一の地域個体群が分布する広島県及び山口県と連携して策定する指針に基づき保護管理対策を実施する。

(第16表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	農林作物被害の軽減	イノシシ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	隠岐地域を除く県全域	
令和3年度	農林作物被害の軽減及び 地域個体群と人との共生	ニホンジカ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	隠岐地域を除く県全域	
令和3年度	人身被害の防止、農林作物等の被害軽減及び地域 個体群の安定的な維持	ツキノワグマ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	隠岐地域を除く県全域	広島県及び山口県と 連携して策定

## 2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象区域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施期間や区域、方法等については、対象鳥獣の生息状況や被害状況等を把握した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定して実施する。計画期間は、第二種特定鳥獣管理計画の期間内とし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は1年ごとに策定する。実施にあたっては、科学的な知見に基づき適切な目標を設定できるよう、あらかじめ当該鳥獣に被害状況等を把握して、個体数推定及びそれを基にした将来予測をし、必要な捕獲数を把握する。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直す。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護管理を図り、有害鳥獣への被害対策や狩猟の適正化に資するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林作物等の被害状況等を把握する調査を継続的かつ計画的に実施する。

調査は中山間地域研究センターが主体となって、国の試験研究機関や大学等の教育機関の協力を得てその内容の充実を図るとともに、民間団体等の専門的知識を有効に活用して実施する。

また、捕獲情報システムの整備を図り、狩猟等による捕獲データ等を集積して鳥獣の保護管理に活用する。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

第12次までの鳥獣保護管理事業計画においては、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについて生息状況等の調査を実施しているが、これらの鳥獣については今後も継続的かつ計画的な調査を実施する。

鳥類についてはガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施し、生息動向の把握に努める。また、その他の鳥獣についても鳥

獣保護対策の一環として生息分布の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣保護区等の指定、狩猟の適正化、及び有害鳥獣への被害対策に資するため、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルの生息分布を把握するため調査を実施する。

また、必要に応じて、県内に生息する鳥獣で早急に保護管理対策を要する種や希少な種については国の行う調査に協力し、農林作物等への被害を回避しながら保護管理対策を講じる必要のある種については、個体数の現状、生息環境、生態等を把握するための調査を実施する。

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イノシシ	R4年度から R9年度まで	目的：イノシシ対策による適正な管理 種類：生息動態調査、被害実態調査 方法：現地調査、聞き取り調査等	隠岐4町村を除く 県内全域	4月～3月
ニホンジカ	R4年度から R9年度まで	目的：出雲北山山地シカ対策による人との共存 湖北地域、中国山地地域シカ対策による適正な管理 種類：生息環境実態調査、生息動態調査、被害実態調査 方法：現地調査、捕獲個体の分析等	隠岐4町村を除く 県内全域	〃
ツキノワグマ	R4年度から R9年度まで	目的：保護管理対策による地域個体群の維持 種類：生息動態調査、被害実態調査、被害対策実態調査、生息環境状況調査、 行動圏調査 方法：現地調査、聞き取り調査、捕獲個体の分析等	隠岐4町村を除く 県内全域	〃

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン、カモ、ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、県内の渡来地における一斉調査を実施する。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域	R4年度から R9年度まで	方法：定点カウント法 内容：ガン、カモ、ハクチョウ類の個体数調査（一斉調査）	全国一斉調査

(4) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化の基礎資料とするため、狩猟者登録証（出猟カレンダー）による調査を実施してきた。今後も主要な鳥獣についての調査分析を行う。



狩猟鳥獣の生息分布、増減傾向を把握するため、狩猟者登録証返納時に1 kmメッシュによる捕獲状況報告（鳥獣名、捕獲数、捕獲場所等）の分析及び聞き取り調査等を実施する。

キジ、ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。  
指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(第19表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ	令和4年度から 令和9年度まで	方法：狩猟者登録証報告事項の調査、アンケート調査 内容：生息分布、繁殖状況	

### 3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

#### (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

更新が予定されている鳥獣保護区について、更新する前年度に鳥獣の生息や管理状況等について、専門家の協力を得ながら調査する。

#### (2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等を報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。

特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量あたりの捕獲数及び目撃数の算定や、必要に応じて個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、捕獲に従事する者に対して、ヒアリングを実施する。

有害鳥獣捕獲による捕獲情報の収集については、市町村等の協力を得て狩猟者登録証と同様の1 kmメッシュによる捕獲状況報告（鳥獣名、捕獲数、捕獲場所等）等を収集するよう体制整備に努める。

#### (3) 制度運用の概況情報

鳥獣保護管理法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

### 4 新たな技術の研究開発・普及

#### (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良、また、これまで使用されていない手法も含めて新しい捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。新しい猟法の技術開発を進める。センサー付き囲いわな等の最新型の捕獲装置の導入や、安価で自作が可能な捕獲檻の試作等、わなの改良を進め、普及に努める。

また、鳥根県統合型GIS（マップオンしまね）等により生息情報を一元的に管理するなど、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め、普及に努める。

#### (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、追い払い、また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

なお、防除方法については、関係市町村等の協力を得ながら、中山間地域研究センター等で資料の収集、被害防止試験、調査・解析等を行い、効果的な技術の確立を図る。

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	令和4年度から 令和9年度まで	方法：現地調査 内容：被害実態、被害対策（進入防止柵の効果検証等）	
ニホンジカ	令和4年度から 令和9年度まで	方法：現地調査 内容：被害実態、被害対策（進入防止柵の効果検証等）	
外来種（アライグマ、ヌー トリア）	令和4年度から 令和9年度まで	方法：現地調査 内容：被害実態、分布拡大等	

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の開発を進め、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置に当たっては、本事業計画、狩猟実態、鳥獣実態及び有害鳥獣による被害実態等を考慮し、鳥獣行政が適正かつ円滑に推進されるよう配慮し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施する研修等を受講する。また、「林業・鳥獣技術職員育成研修実施方針」等に基づき計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行う。

市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報等の提供等を行う。

## (2) 設置計画

(第21表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁							
農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室	4	9	18	4	9	18	業務分担 本庁：鳥獣保護管理事業計画の樹立・実施指導 ①鳥獣保護区の指定 ②鳥獣保護管理員の任命 ③愛鳥週間行事の実施 ④狩猟免許試験、県外狩猟者登録 ⑤その他 地方機関：鳥獣保護管理事業の推進 ①狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 ②放鳥事業 ③狩猟免許更新、県内狩猟者登録 ④鳥獣生息調査 ⑤その他
うち専門的知見を有する職員	2	8	15	2	8	15	
出 先							
東部農林水産振興センター林業振興課 (うち専門的知見を有する職員)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	
〃 雲南事務所林業普及第二課 (うち専門的知見を有する職員)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	
〃 出雲事務所林業普及第二課 (うち専門的知見を有する職員)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	
西部農林水産振興センター林業振興課 (うち専門的知見を有する職員)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	
〃 県央事務所林業普及第二課 (うち専門的知見を有する職員)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	
〃 益田事務所林業普及第二課 (うち専門的知見を有する職員)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	
隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課 (うち専門的知見を有する職員)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
合 計	9	9	18	12	6	18	
うち専門的知見を有する職員	7	8	15	11	1	15	

(3) 研修計画

(第22表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生鳥獣管理技術者研修	国 県	適期	1回	全国	1人	鳥獣行政に関する専門的知識の習得 傷病鳥獣救護に関する研修（市町村職員・鳥獣保護管理員含む）
傷病野生鳥獣救護研修会		適期	1回	全県	60人	
鳥獣被害対策地域指導者育成研修	県	適期	2回	全県	40人	鳥獣被害対策地域指導者としての知識・技術の習得
鳥獣行政担当者会議（ツキノワグマ対応業務研修）	県	4月	1回	全県	30人	鳥獣行政に関する知識及びツキノワグマ対応業務に関する知識・技術の習得

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、鳥獣保護に関する普及啓発等とする。

鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適正能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

設置人数については、市町村合併により行政界の面積差が拡大したことにより、従来の旧市町村界にこだわらず、鳥獣保護管理事業における実際の活動実施状況に応じた人数配置とし、任命についても、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命し、鳥獣行政の円滑な推進を図る。

## (2) 設置計画

(第23表)

基準設置数 (A)	令和8年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)
45人	45人	100%	－人	－人	－人	－人	－人	－人	100%

## (3) 年間活動計画

(第24表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟の取締り	←												→	11月から2月は狩猟者の指導を重点的に実施
鳥獣保護区等の管理	←												→	
鳥獣に関する調査	←												→	
鳥獣保護の普及啓発	←												→	

## (4) 研修計画

(第25表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
傷病野生鳥獣救護研修会 鳥獣保護管理員会議	県 〃	2月 4・10月	1回 2回	全県 ブロック	45人 45人	傷病鳥獣救護に関する知識の習得 鳥獣行政に関する情報の習得(4月はセンター単位に実施)	

## 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

## (1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

また、野生鳥獣による被害対策等の知識の普及と現地における技術の定着を図る鳥獣被害対策地域指導者の育成を併せて実施する。

(2) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟免許試験事前講習会 鳥獣被害対策地域指導者育成研修	// //	6～10月 8・12月	15回 1回	ブロック 全県	300人 38人	狩猟免許試験受験者への事前講習 鳥獣被害対策地域指導者としての知識・技術の習得	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟の社会的意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続の利便性の更なる向上や、地域でのイノシシ被害防止のために集落単位での免許取得を促すなど、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

(4) 民間の保護及び管理の担い手の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲班を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

傷病野生鳥獣の救護及び野生鳥獣の保護思想の普及啓発のため、市町村等の設置している関連施設や平成17年度に設立されたNPO法人「しまね野生鳥獣救護ボランティア」等と連携し、鳥獣保護の充実を図る。

(2) 鳥獣保護管理センター等の施設整備計画  
整備計画なし

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部、各警察署、県猟友会、鳥獣保護管理員、市町村、環境省等と緊密な連携を図り、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努める。

①過去の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

②狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回については、狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化する。また、

狩猟違反者の処分については、迅速に行うようにする。

③我が国に生息する鳥類の登録票を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。

④緊急取締りに対応して、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。

⑤任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的にかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

⑥警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する狩猟事故防止対策協議会等においての一層の連携強化に努める。

(2) 年間計画

(第27表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
鳥類の雛及び卵の違法採取取締り	←————→												
密猟の取締り							————→						————→
鳥類の無登録飼養取締り	←————												————→
狩猟指導・取締り							←————					————→	
有害鳥獣捕獲等指導・取締り							————→						————→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。本県には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要である。

鳥獣の保護を目的に指定している鳥獣保護区については、鳥獣による農林水産業被害などを背景に指定が横ばいの傾向となっている。なかでもイノシシ、ニホンジカなど特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にある。また一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある地域個体群として指定されているものの、農林作物や生活環境等に被害を及ぼしている。このため特に保護又は管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、この計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。

鳥獣保護管理事業の実施においては、実施を補助する者として鳥獣保護管理員を設置しているところであるが、新たな役割と



して鳥獣の保護及び管理についての指導・助言や鳥獣に関する環境教育への活動も期待されるところであり、今後はそうした活動についての専門性の確保が課題となっている。また、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣の保護及び管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。加えて、わなによる錯誤捕獲等が発生しており、網やわなの適切な取り扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている。

その他愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取り扱いの適正化に向けた一層の取り組みが課題となっている。また、鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、及びアフリカ豚熱（ASF）の発生等により関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

## 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い 該当なし

## 3 狩猟の適正化

鳥獣保護区や狩猟鳥獣捕獲禁止区域等の区域指定、狩猟鳥獣の捕獲数及び期間の制限等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

なお、狩猟鳥獣捕獲禁止区域においては、個体数調整及び有害鳥獣捕獲により適切に実施しており、入猟者承認制度による制限をかけるに至らない。ただし、農林作物被害状況等によっては、この制度の運用を検討する。

## 4 傷病鳥獣救護への対応

### (1) 方針

現在、本県の傷病鳥獣の救護については、平成9年度より、初期救護体制としての「傷病野生鳥獣救護ドクター制度」の創設などにより、救護体制整備を図っている。

一方、鳥獣保護思想の普及等により傷病鳥獣関連の救護の要請、相談は増加・多様化しており、これらのすべての要請に応えることは困難な状況となってきた。

傷病鳥獣救護に当たっては、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先し、救護を行う鳥獣種の選定を次のとおりとする。

#### ・救護の対象とする鳥獣種

本計画第四の1(1)希少鳥獣及び(5)一般鳥獣(ただし、本計画第四の2-3(1)②1)予察表に掲げる鳥獣を除く。)

なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図るよう努める。

### (2) 体制

鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護繁殖に資するため、傷病鳥獣の救護にあつては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、県獣医師会、鳥獣保護管理員、ボランティア団体等と連携し一層効果的かつ機動的な実施に努める。

研修等を通じてリハビリテーション等に携わるボランティアの育成を図るなど行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取り組みを推進する。



また、野生鳥獣の生態に関する知識の不足から生じる雛の保護等無用の救護行為を防止し、正しい鳥獣保護知識及び野生鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、文化財保護法など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意する。

(4) 感染症対策・普及啓発

収容個体は必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

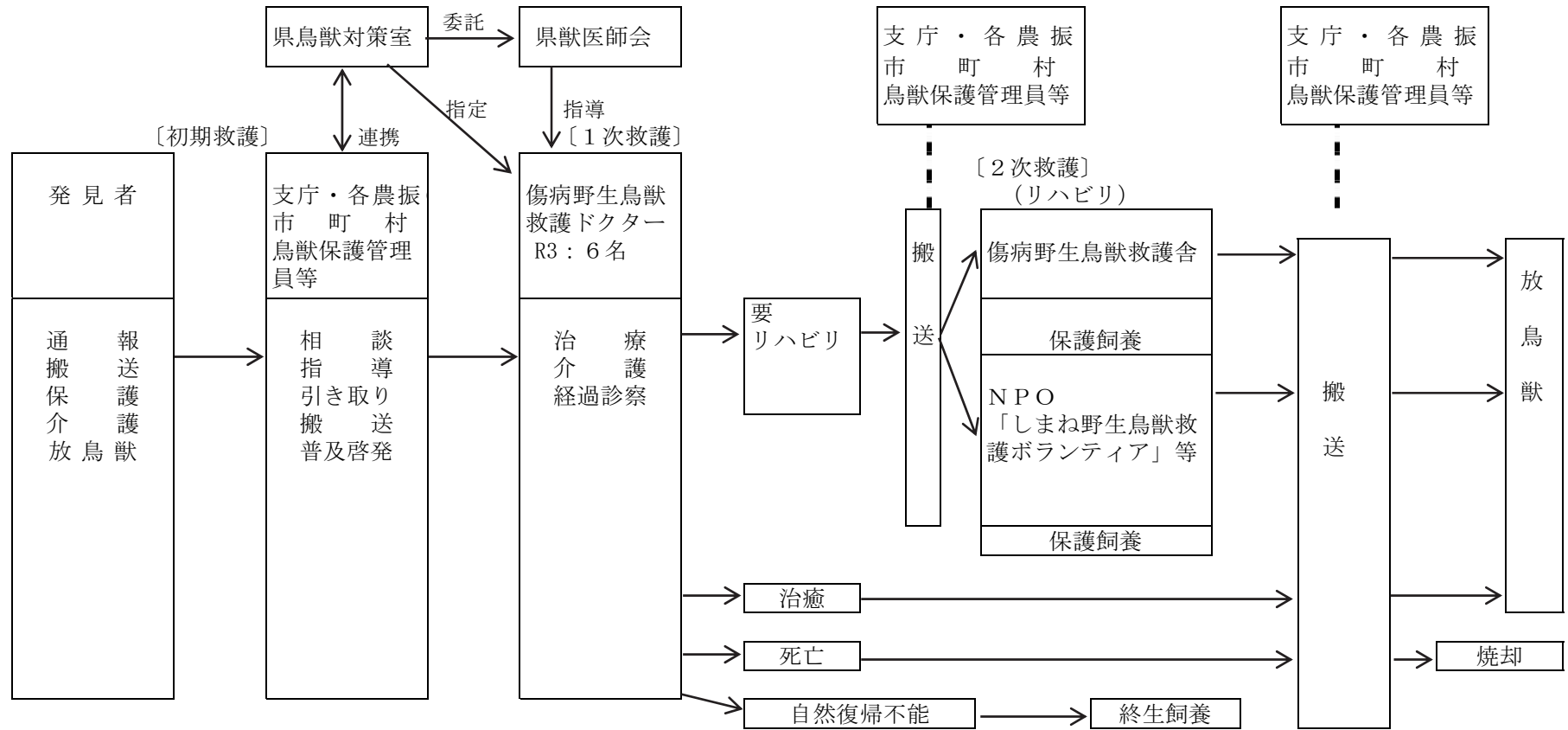
対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認するとともに、発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不相当又は困難な場合には遺伝的なく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

油汚染事故の発生時については、鳥根県地域防災計画(風水害等対策編)第3編事故災害等対策計画第1章流出油事故対策計画に基づき迅速な対応に努めるとともに、水鳥救護については、油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリ、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、市町村、獣医師会、その他の関係団体と連携し、救護対策の充実を図る。

具体的な救護は「野鳥等の油汚染救護マニュアル」(環境庁自然保護局野生生物課鳥獣保護業務室編、財団法人日本鳥類保護連盟発行)を参考として行うこととするが、機動的な対応にはそれぞれの機関の役割の認識と役割に応じた技術向上が重要であり、研修会などにより救護体制の充実を図る。

(救護体制について)



## 6 感染症への対応

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成27年9月）」等に基づいてウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

### (2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

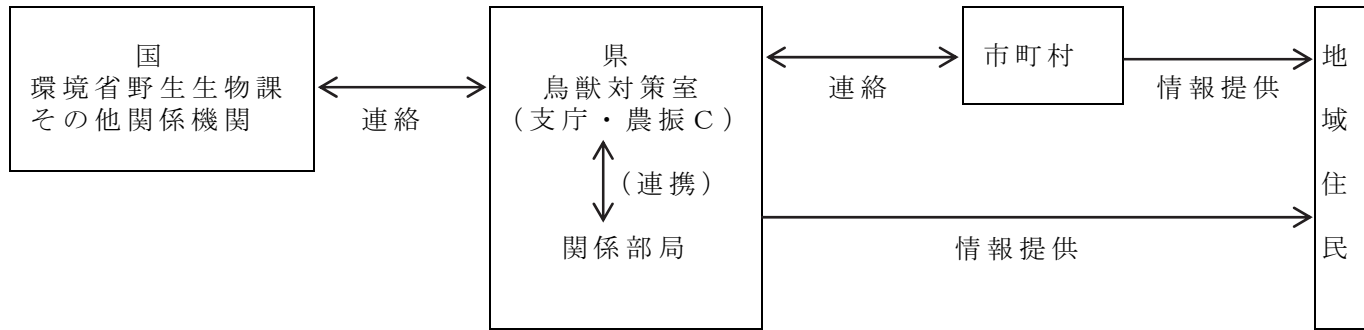
2018（平成30）年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

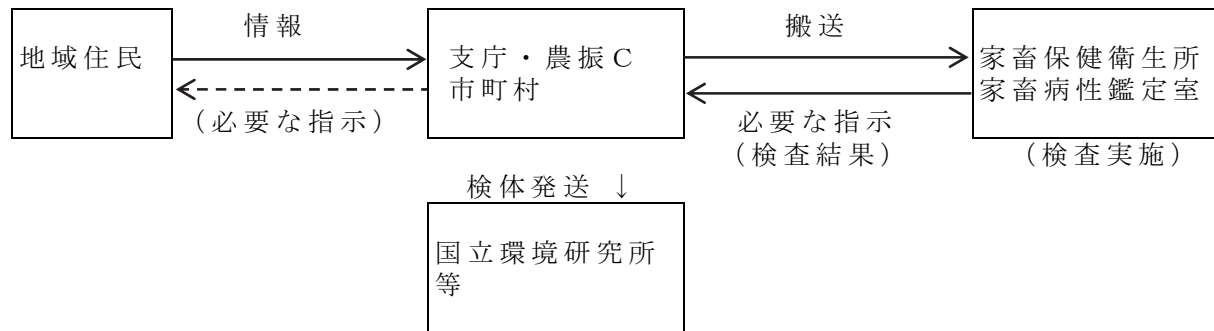
### (3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣保護及び管理に当たっての状況等により把握に努める。特に対応の必要性、対応方法等について検討する。例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

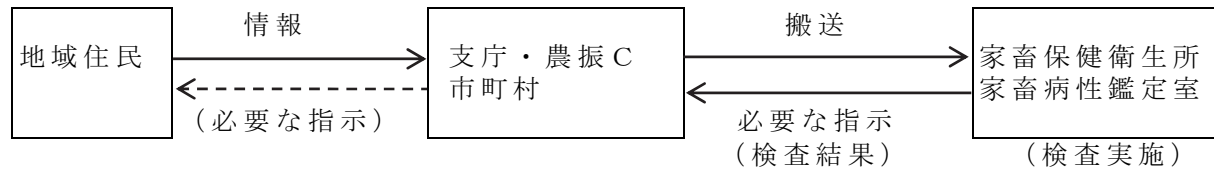
(鳥インフルエンザ、豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等発生時の連絡体制)



(死亡野鳥の鳥インフルエンザに関する検査依頼対応)



(豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) に関する検査依頼対応)





(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触を進めることによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等を誘引することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に積極的に取り組む。

また、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理など、結果として餌付けとなる行為の防止については、特に留意して普及啓発に努めていく。

なお、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例は、この限りではない。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

野鳥観察会の開催等により、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体験することができるよう整備された野鳥の森等の活用を進める。また、公益財団法人ホシザキグリーン財団や日本野鳥の会鳥根県支部等と連携を図りながら、野生動植物の保護繁殖と、野鳥観察会等の普及啓発活動及び鳥類の生息状況の調査等を実施する。

(第30表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
ふるさと森林公園	平成元年度 ～ 平成4年度	松江市宍道町 佐々布	49.90 ha	森林学習展示館、キャンプ場、多目的広場、ふるさとの森、野鳥の森	県民が自然とふれあい調和できる体験学習型森林公園施設	身近な鳥獣生息地の保護区でもあり、野鳥観察等の場の提供	
県民の森	平成元年度 ～ 平成4年度	飯石郡飯南町 小田外	1,688.73 ha	展示林、遊歩道	県民が自然に見て触れて体験できる森林体験施設	森林鳥獣生息地の保護区でもあり、野鳥観察等の場の提供	
宍道湖グリーンパーク	平成7年度	出雲市園町	1.58 ha	野鳥観察舎、観察池、展望広場、自然の森	(財)ホシザキグリーン財団による宍道湖周辺の野生動植物保護施設	宍道湖西岸生態系調査、野鳥研究、野鳥観察会の開催等	

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、県教育委員会と協議の上、県内の小中学校のうち野鳥保護の活動等に積極的に取り組んでいる学校を愛鳥モデル校に指定する。愛鳥モデル校の学校周辺においては、身近な鳥獣生息地の保護区の指定に努める。

② 指定期間

指定期間は5年間とする。

③愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥観察等の活動を支援するため指定校の申請に基づき専門的知識を有する講師を派遣する外、関連する情報の提供や野鳥図鑑、フィールドスコープ、巣箱等の配布により野鳥保護活動を支援する。

また、鳥獣保護実績発表大会への参加校を育成するように努める。

④指定計画

愛鳥モデル校の新規指定に向けて取り組んでいく。

(6) 法令の普及徹底

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中の4カ年(平成29年度から令和2年度まで)の法令違反の状況は、捕獲禁止区域での捕獲1件、銃猟制限事項違反2件などである。

第13次鳥獣保護管理事業計画においても引き続き鳥獣捕獲許可制度、鳥獣飼養登録制度、狩猟免許・登録制度、鳥獣保護区等の規制区域の指定等について、県及び市町村の広報誌、ホームページ、パンフレット等を活用して広く県民に周知を図り、鳥獣保護に関する法令の遵守について普及啓発に努める。

8 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定

(1) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画終了時における指定状況は、ニホンジカ捕獲禁止区域1箇所、キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域5箇所である。

第13次鳥獣保護管理事業計画においては、狩猟鳥(キジ、ヤマドリ)の生息数の維持を図るため、キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域及びヤマドリ捕獲禁止区域を指定して、その保護繁殖を図る。

また、出雲北山山地に指定しているニホンジカ捕獲禁止区域については、自然環境保全審議会の意見を聞き、その継続指定等を検討する。

## (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画

(第31表)

年 度	捕獲禁止区域 指定所在地	捕獲禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定 期間	備 考
令和4年度	出雲市	ニホンジカ 捕獲禁止区域	6,980 ha	2年	再指定
	江津市	島の星 ヤマドリ捕獲禁止区域	3,083 ha	3年	新規
		2箇所	10,063 ha		
令和5年度	浜田市	旭北部 ヤマドリ捕獲禁止区域	3,371 ha	3年	新規
	浜田市	三隅第3 ヤマドリ捕獲禁止区域	3,175 ha	3年	新規
	益田市	馬谷 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1,748 ha	3年	再指定
		3箇所	8,294 ha		
令和6年度	邑智郡美郷町	大和西 ヤマドリ捕獲禁止区域	2,587 ha	3年	新規
	浜田市	弥栄第3 ヤマドリ捕獲禁止区域	5,934 ha	3年	新規
		2箇所	8,521 ha		
令和8年度	浜田市	旭南部 ヤマドリ捕獲禁止区域	4,897 ha	3年	新規
	浜田市	三隅第4 ヤマドリ捕獲禁止区域	2,828 ha	3年	新規
		2箇所	7,725 ha		





